

令和5年5月25日

朝霞市障害者プラン推進委員会委員 各位

朝霞市障害福祉課長

令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会の資料の送付について

本委員会の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会の資料について下記のとおり送付いたしますので、6月2日(金)の会議にお手元に御準備くださいますようお願いいたします。

記

- ①令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会次第
 - ②朝霞市障害者プラン推進委員会名簿(附属機関の委員名簿)
 - ③朝霞市障害者プラン推進委員会条例
 - ④朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領
 - ⑤資料 1-1 障害者プラン推進委員会 R5年度スケジュール(案)
 - ⑥資料 1-2 プラン・計画 進行管理/評価の流れ(令和5年度版)
 - ⑦資料 2 アンケート及びヒアリング調査実施報告(速報版)
 - ⑧資料 3-1 国・県・市の計画期間及び関係法令施行状況
 - ⑨資料 3-2 国の動向について
 - ⑩資料 4 第6次朝霞市障害者プランの基本理念(案)
 - ⑪資料 5 R4年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR5年度計画
- ※追加資料がある場合は当日配付(データ共有)いたします。
※欠席の御連絡をいただいている方にも送付しております。

裏面もご覧ください

【担当】

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1

朝霞市 福祉部 障害福祉課

障害給付係 担当:比留間・佐々木・小川

電話:048-463-1599(直通)

FAX:048-463-1025

メール:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

オンライン(Zoom)開催について

【開催日時】 令和5年6月2日(金) 10時～

【入室可能時間】 9時50分

【ミーティング URL】

<https://us02web.zoom.us/j/89625756417?pwd=dHIxUGZxeUh3dVB4dDFneGIvaDJwdz09>

【ミーティング ID】 896 2575 6417

【パスコード】 931035

※上記 URL からアクセスしてパスコードを入力していただくか、Zoom アプリでミーティング ID・パスコードを入力してください。

【その他注意事項】

- *会議録作成の都合上、事務局が会議の様子を録画させていただく予定です(公開はしません)。
- *出席者の方の Zoom の録画機能、スクリーンショットやカメラなどによる画面の撮影録音などはすべて禁止いたします。録画等の行為を発見した際に退場していただく場合があります。
- *出欠の確認を行いますので、ID 名を氏名に設定し、カメラとマイクを ON にしてください。
- *個人情報(Web 会議の主催者及び参加者を除く情報で、氏名や住所など、個人の特定につながるもの)や機密情報(漏えいした場合、住民への影響又は法的な影響があるもの)は取り扱わないでください。
- *カメラやマイクを使用したシステムとなりますので、背後の映像や周辺の音声が会議で配信されます。意図しない映り込みや音声の漏えいを避けてください。
- *Zoom 使用にかかる通信料等は、各委員の負担となりますのでご了承ください。

※オンライン対応不可の場合は、会場参加も可能ですので、別途ご連絡ください。

令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会

次 第

日 時 令和5年6月2日（金）
午前10時から11時30分
会 場 朝霞市役所 別館 502会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 今年度のスケジュールについて
- (3) 第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画
策定について
 - ①アンケート及びヒアリング実施報告（速報）
 - ②国・県の関連計画
 - ③基本理念
- (4) 障害者自立支援協議会について
- (5) その他

3 閉 会

附属機関の委員名簿（令和5年4月1日現在）

名 称		
朝霞市障害者プラン推進委員会（17人）		
委員の氏名	職	備考(構成等)
坂本 小奈		朝霞市視力障害者友の会
戸田 康之		朝霞市聴覚障害者協会
高垣 和美		NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会
須貝 孝		地域で共に生きるナノ・朝霞
本橋 操		特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会
栗山 享起		特定非営利活動法人 彩の会
住田 貴子		特定非営利活動法人 なかよしねっと
木船 晴子		特定非営利活動法人 ふりずむ
鈴木 洋子		歩の会
篠本 晃広		社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
斉藤 富美代		埼玉県朝霞保健所
柴田 一彦		社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会
寺嶋 深雪		社会福祉法人 朝霞地区福祉会
吉田 宏子		朝霞地区一部事務組合
飯村 史恵		学校法人 立教学院 立教大学
近岡 賢二		市民
矢澤 恵里子		市民

特 記 事 項
事務局・担当・・・福祉部 障害福祉課 障害給付係 会議の公開状況・・・原則公開 次回改選等の予定・・・令和9年4月

○朝霞市障害者プラン推進委員会条例

平成25年1月15日条例第14号

改正 平成26年3月31日条例第5号

朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者プラン推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者に関する施策について必要な調査及び審議を行うため、朝霞市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、委員長の許可を受けた上で、係員の指示に従い入室すること。
- (2) 傍聴人の受付は、会議の開会時刻の15分前から先着順で行い、定員（10人）になり次第受付を終了する。ただし、委員長が必要と認めるときは抽選とする。また、委員長が許可する場合は、定員を超えての入場ができるものとする。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が下述「3 会議を傍聴する場合に守る事項」に違反したときは、委員長は注意をし、これに従わない傍聴人は、退場とする。
- (3) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ① 銃器その他危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 異様な服装をしている者
 - ④ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者
 - ⑥ その他、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 会議を傍聴する場合に守る事項

- (1) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により会議における言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てる等、議事の妨害をしないこと。
- (3) 発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

開催	予定日	議題(案)
1回目	R5.6.2	1 委員長及び副委員長の選任について 2 今年度のスケジュールについて 3 第6次障害者プラン等(※1)策定について (1) アンケート及びヒアリング実施報告(速報) (2) 国・県の関連計画 (3) 基本理念 4 障害者自立支援協議会について
2回目	R5.7.27	1 第6次障害者プラン等策定について (1) アンケート及びヒアリング結果報告 (2) 第6次障害者プラン等の骨子案 2 第5次障害者プランの進行管理・評価等について 3 第6期障害福祉計画等(※2)の進行管理・評価等について
3回目	R5.10.19	1 第6次障害者プラン等策定について (1) 第6次障害者プラン等の素案 2 第5次障害者プランの進行管理・評価等について 3 第6期障害福祉計画等(※2)の進行管理・評価等について
4回目	R6.1.11	1 第6次障害者プラン等策定について (1) パブコメ・職員コメントの結果報告 (2) 第6次障害者プラン等の素案

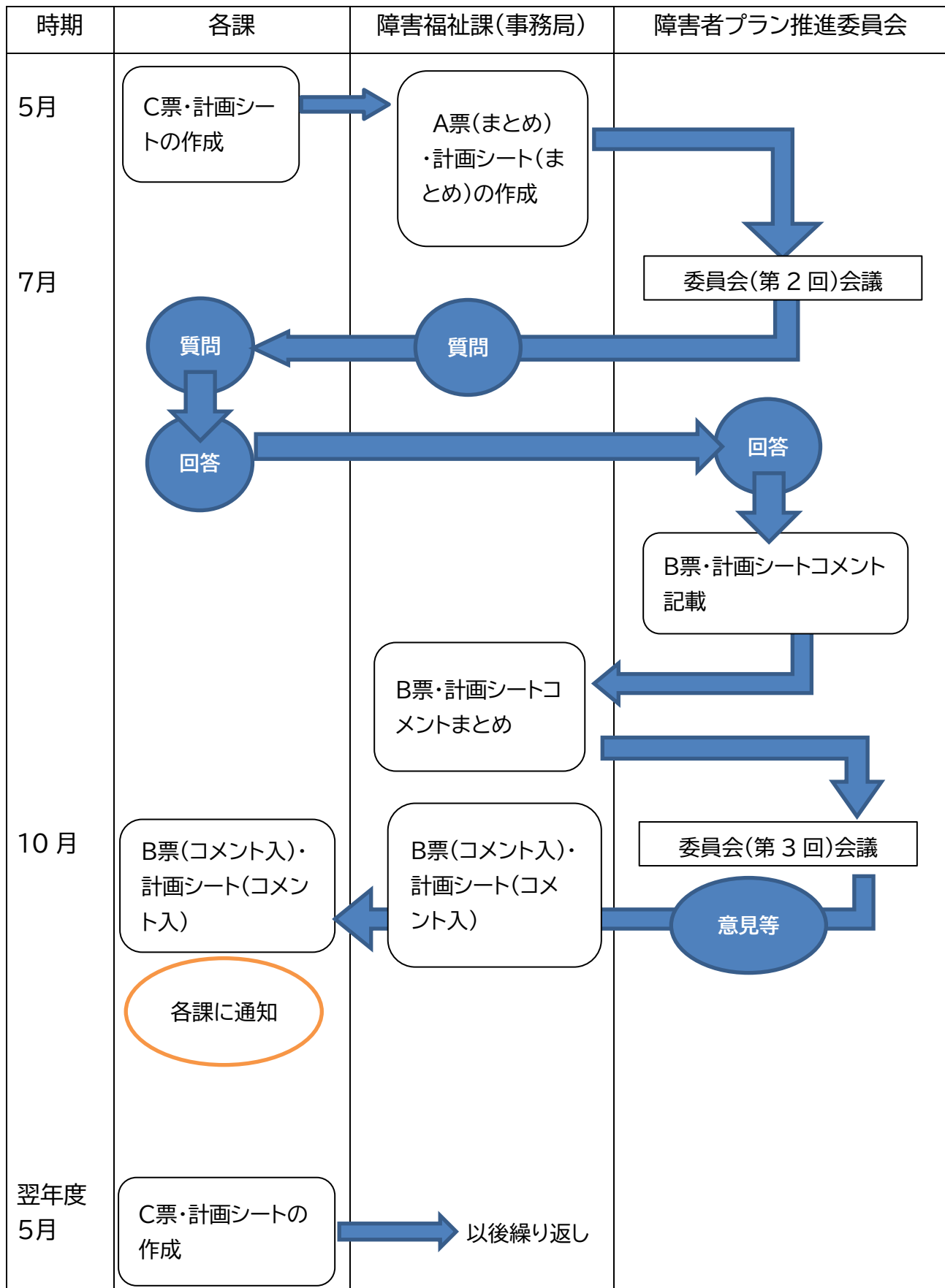
※1 第6次障害者プラン・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

※2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

プラン・計画 進行管理/評価の流れ(令和5年度版)

※A・B・C票については、「障害者プラン」の進行管理のシート

※計画シートについては、「障害福祉計画」の進行管理のシート



アンケート及びヒアリング調査実施報告（速報版）

I 調査の概要

1. 調査の目的

第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の計画期間が令和6年3月末で終了するため、新たな計画（第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画）の策定に当たり、本市の障害のある方などの実情やニーズを把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、アンケート及びヒアリング調査を実施しました。

2. アンケート調査対象者

調査区分		配布数
①障害者	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者見舞金を受給している難病患者	5,019人
②障害児及び保護者	18歳未満の障害児等(手帳、難病、療育等利用者)とその保護者	806人
③障害福祉サービス事業所等		157事業所
④障害者団体		11団体

3. アンケート実施方法

- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査期間：令和5年2月22日（水）から令和5年3月31日（月）まで

4. アンケート回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
①障害者	5,019人	2,323人	46.3%
②障害児及び保護者	806人	309人	38.3%
③障害福祉サービス事業所等	157事業所	93事業所	59.2%
④障害者団体	11団体	7団体	63.6%

5. ヒアリング調査

アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、医療的ケア児者、重症心身障害児者、高次脳機能障害、遷延性意識障害、強度行動障害児者などの方、31人に対して聞き取りを実施。

II アンケート調査結果概要（①障害者）

障害福祉サービス等の利用について

問 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。（項目ごとに1～4のうち、1つに○を付けてください）

◆全体 n=2,323

障害福祉サービス・地域生活支援事業の現在の利用状況

障害福祉サービスの利用状況			地域生活支援事業の利用状況		
No.	項目	%	No.	項目	%
1	居宅介護(ホームヘルプ)	7.9	1	日常生活用具給付事業	3.9
2	計画相談支援	7.3	2	移動支援事業	3.7
3	生活介護	6.6	2	相談支援事業(一般的な相談)	3.7
4	施設入所支援	5.2	4	地域活動支援センター事業	1.8
5	自立訓練(機能訓練)	4.8	5	日中一時支援事業	1.4

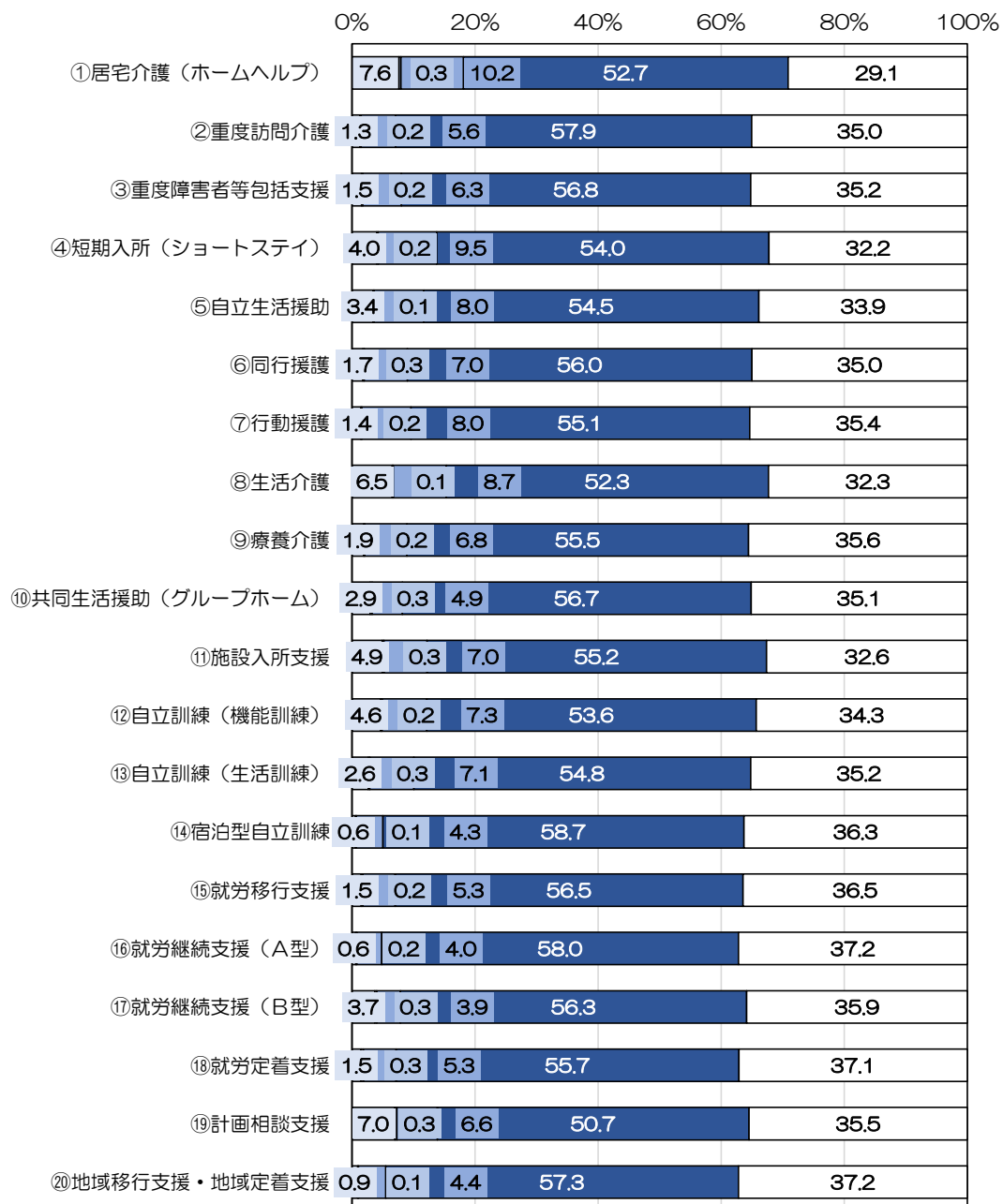
※上位5項目を抜粋（以下、同様）

障害福祉サービス・地域生活支援事業の今後の利用意向

（「現在利用しており、今後も利用したい」＋「現在利用していないが、3年以内には利用したい」割合）

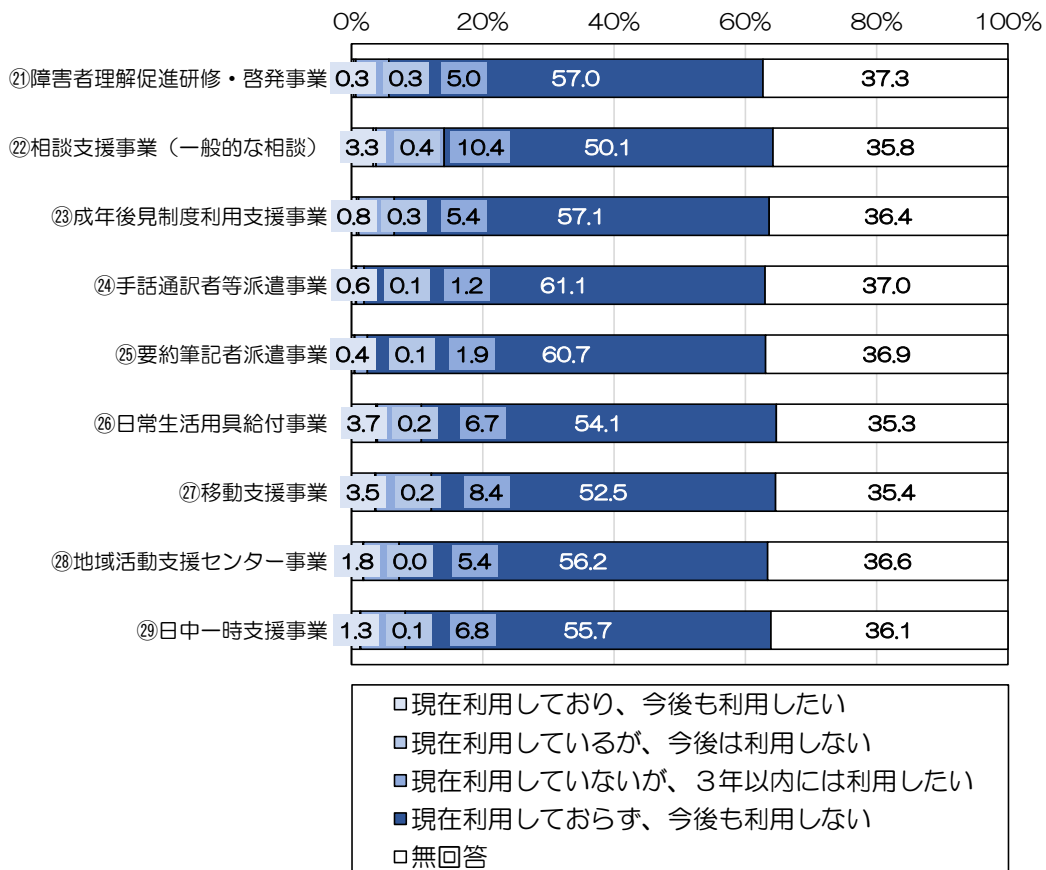
障害福祉サービスの利用状況			地域生活支援事業の利用状況		
No.	項目	%	No.	項目	%
1	居宅介護(ホームヘルプ)	17.8	1	相談支援事業(一般的な相談)	13.7
2	生活介護	15.2	2	移動支援事業	11.9
3	計画相談支援	13.6	3	日常生活用具給付事業	10.4
4	短期入所(ショートステイ)	13.5	4	日中一時支援事業	8.1
5	施設入所支援	11.9	5	地域活動支援センター事業	7.2

◆全体 障害福祉サービスの現在の利用状況及び今後の利用意向



現在利用しており、今後も利用したい
 現在利用しているが、今後は利用しない
 現在利用していないが、3年以内には利用したい
 現在利用しておらず、今後も利用しない
 無回答

◆全体 地域生活支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向



朝霞市のまちづくりについて

問 障害のある人の住みやすいまちづくりについて、①から⑤のそれぞれについて、「満足度」と「今後の重要性」の両方にお答えください。（番号に○）

◆全体 n=2,323

満足度 「満足」

No.	項目	%
1	福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実	7.6
2	障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実	7.1
3	障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実	6.6
4	障害のあるなしにかかわらず、同じ情報を同じタイミングで取得できる	6.2
5	地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	5.6

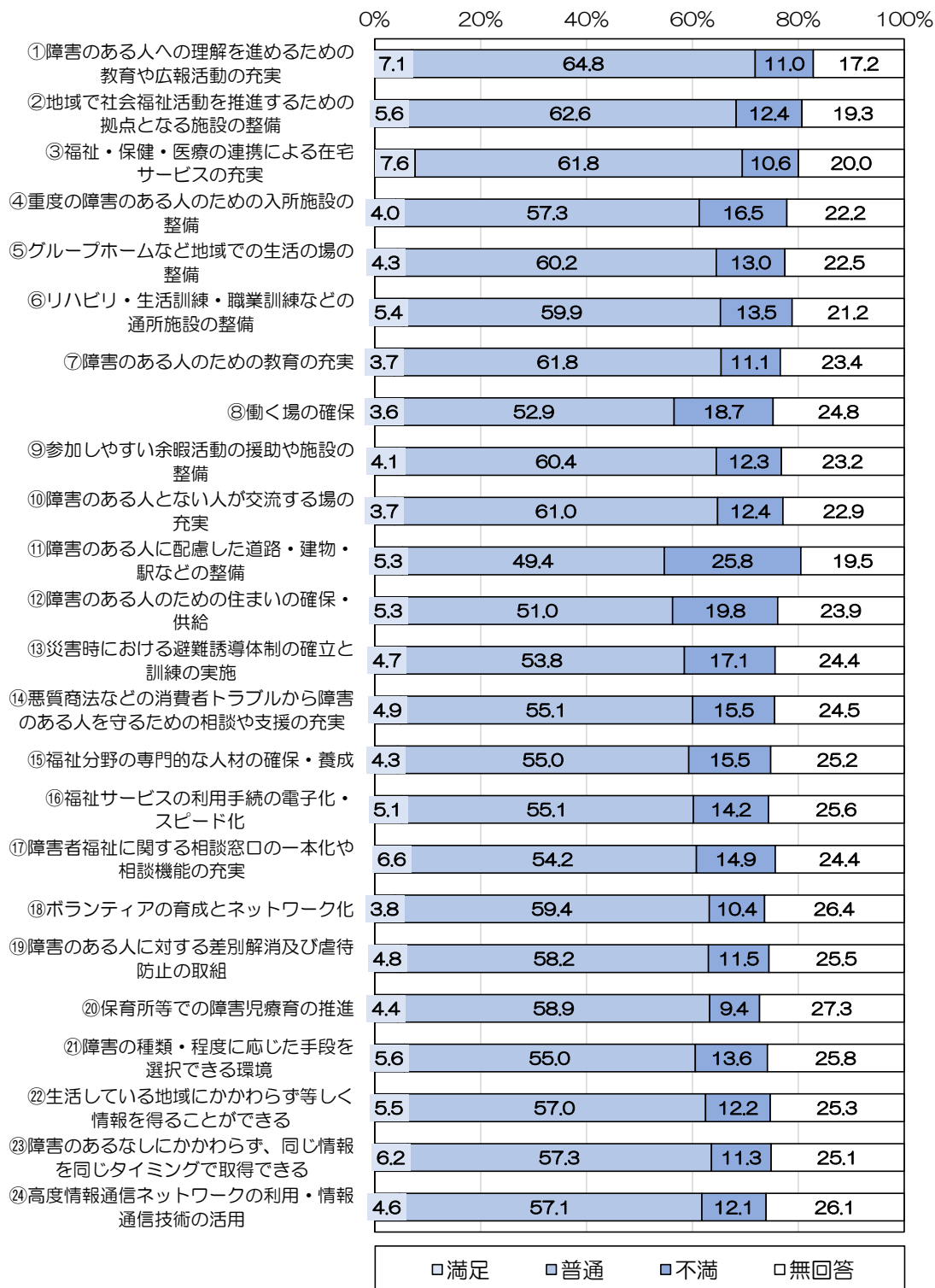
満足度 「不満」

No.	項目	%
1	障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	25.8
2	障害のある人のための住まいの確保・供給	19.8
3	働く場の確保	18.7
4	災害時における避難誘導體制の確立と訓練の実施	17.1
5	重度の障害のある人のための入所施設の整備	16.5

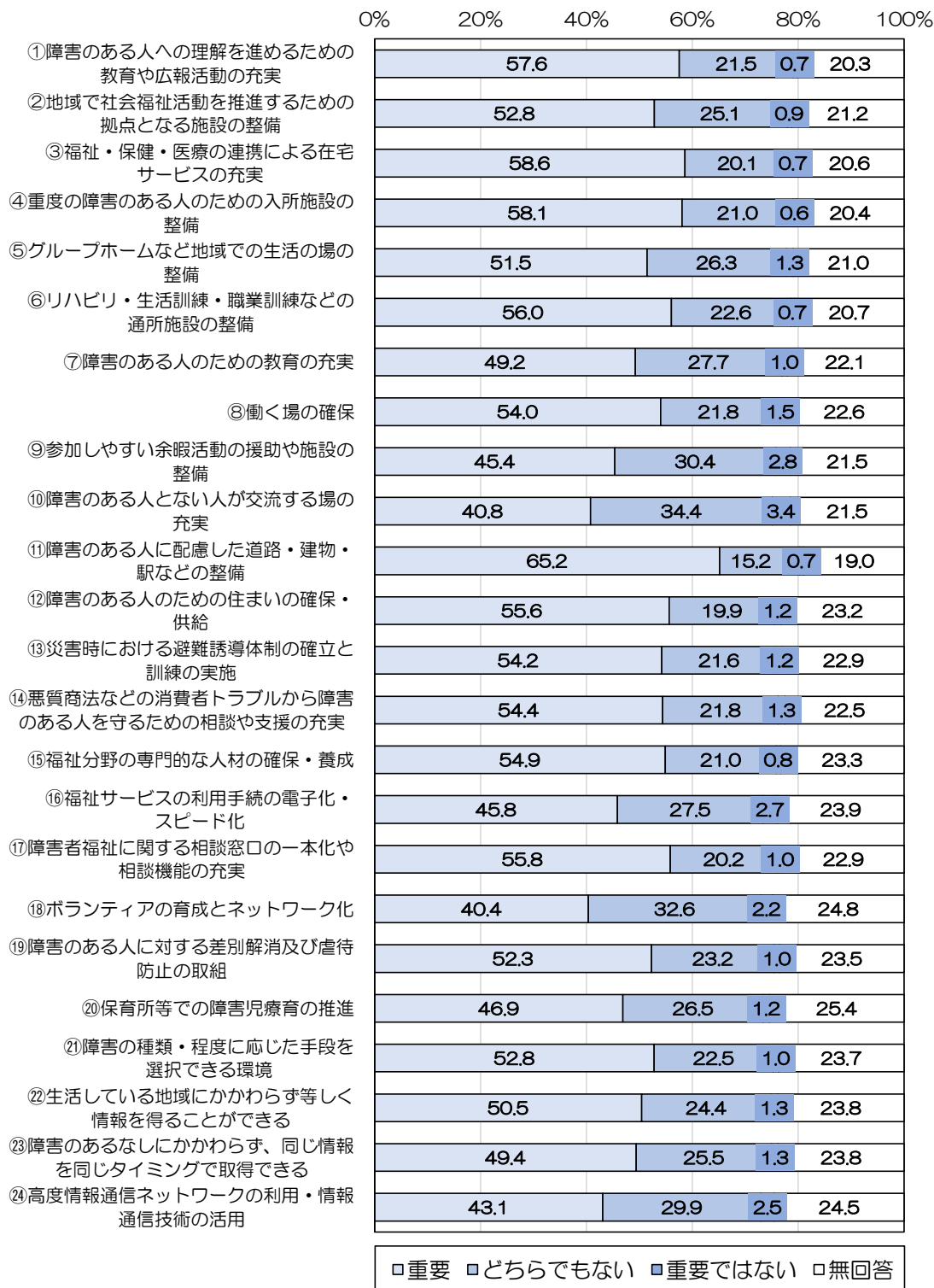
今後の重要性 「重要」

No.	項目	%
1	障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	65.2
2	福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実	58.6
3	重度の障害のある人のための入所施設の整備	58.1
4	障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実	57.6
5	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	56.0

◆全体 満足度



◆全体 今後の重要性



Ⅲ アンケート調査結果概要（②障害児及び保護者）

障害福祉サービス等の利用について

問 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。（項目ごとに1～4のうち、1つに○を付けてください）

◆全体 n=309

障害（児）福祉サービス・地域生活支援事業の現在の利用状況

障害（児）福祉サービスの利用状況			地域生活支援事業の利用状況		
No.	項目	%	No.	項目	%
1	障害児相談支援（計画相談支援）	44.0	1	相談支援事業（一般的な相談）	10.0
2	児童発達支援	42.7	2	日常生活用具給付事業	5.5
3	放課後等デイサービス	41.7	3	移動支援事業	2.5
4	保育所等訪問支援	15.6	4	日中一時支援事業	0.9
5	居宅介護（ホームヘルプ）	2.9	5	地域活動支援センター事業	0.6

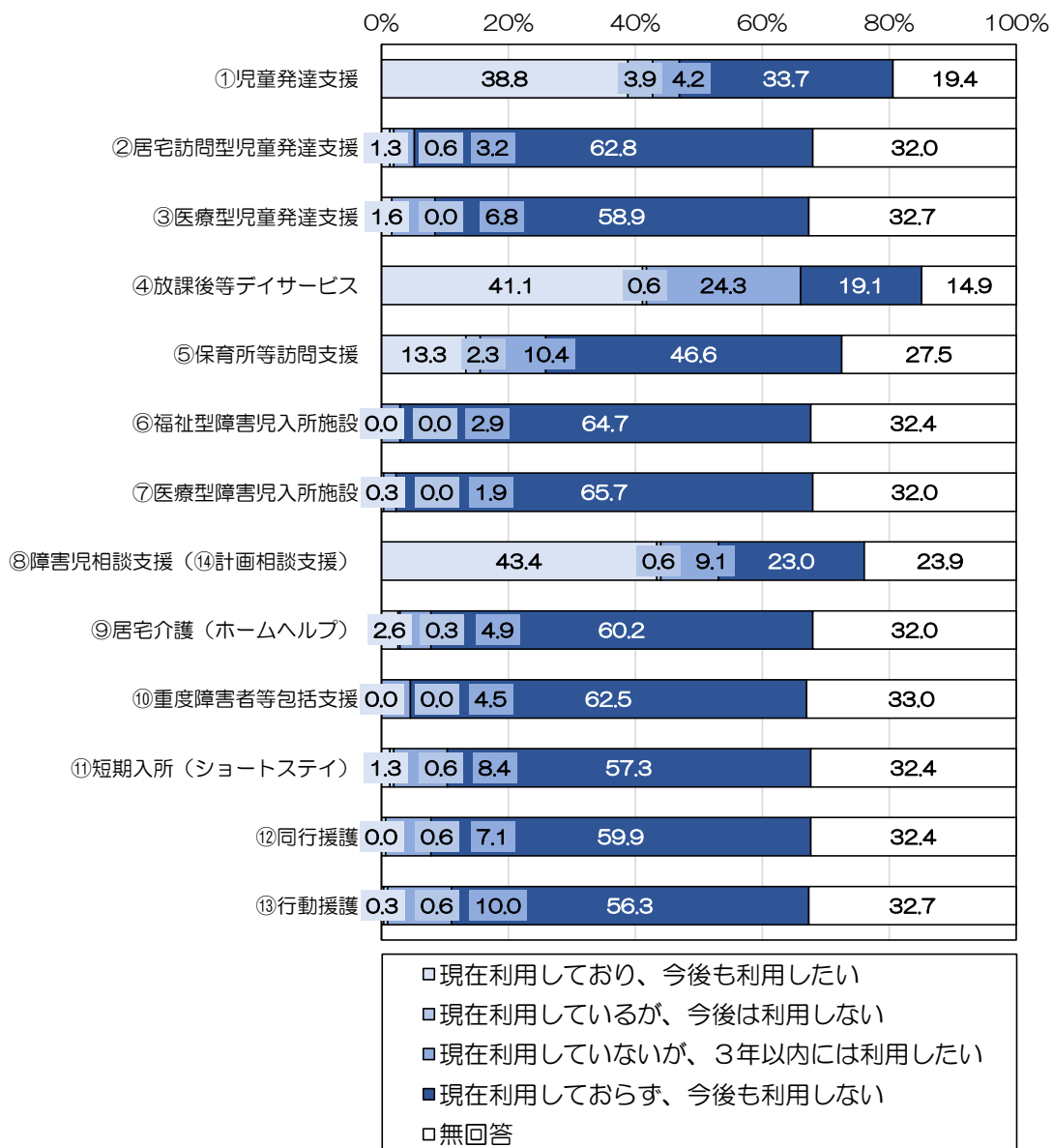
※上位5項目を抜粋（以下、同様）

障害（児）福祉サービス・地域生活支援事業の今後の利用意向

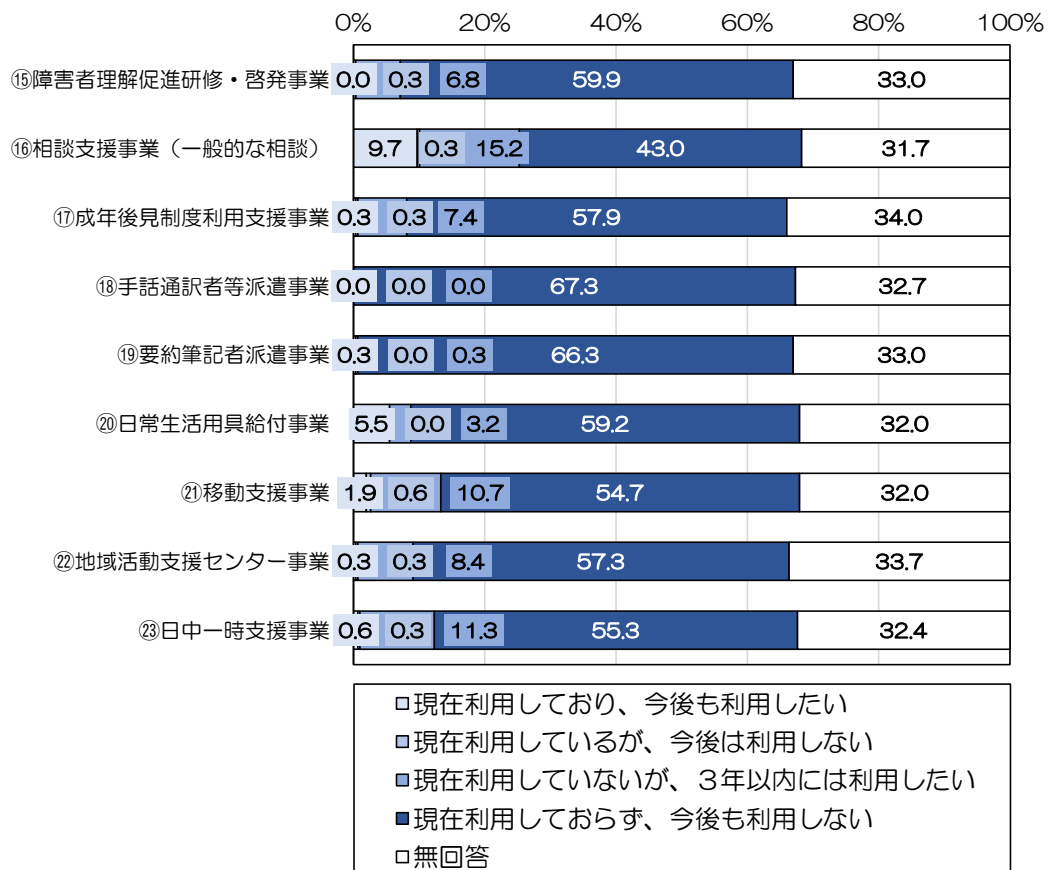
（「現在利用しており、今後も利用したい」＋「現在利用していないが、3年以内には利用したい」割合）

障害（児）福祉サービスの利用状況			地域生活支援事業の利用状況		
No.	項目	%	No.	項目	%
1	放課後等デイサービス	65.4	1	相談支援事業（一般的な相談）	24.9
2	障害児相談支援（計画相談支援）	52.5	2	移動支援事業	12.6
3	児童発達支援	43.0	3	日中一時支援事業	11.9
4	保育所等訪問支援	23.7	4	地域活動支援センター事業	8.7
5	行動援護	10.3	4	日常生活用具給付事業	8.7

◆全体 障害（児）福祉サービスの現在の利用状況及び今後の利用意向



◆全体 地域生活支援事業の現在の利用状況及び今後の利用意向



朝霞市のまちづくりについて

問 障害のある人の住みやすいまちづくりについて、①から④のそれぞれについて、「満足度」と「今後の重要性」の両方にお答えください。(番号に○)

◆全体 n=309

満足度 「満足」

No.	項目	%
1	障害のある人のための教育の充実	6.5
1	保育所等での障害児療育の推進	6.5
3	障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実	4.9
4	障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実	4.5
4	障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	4.5

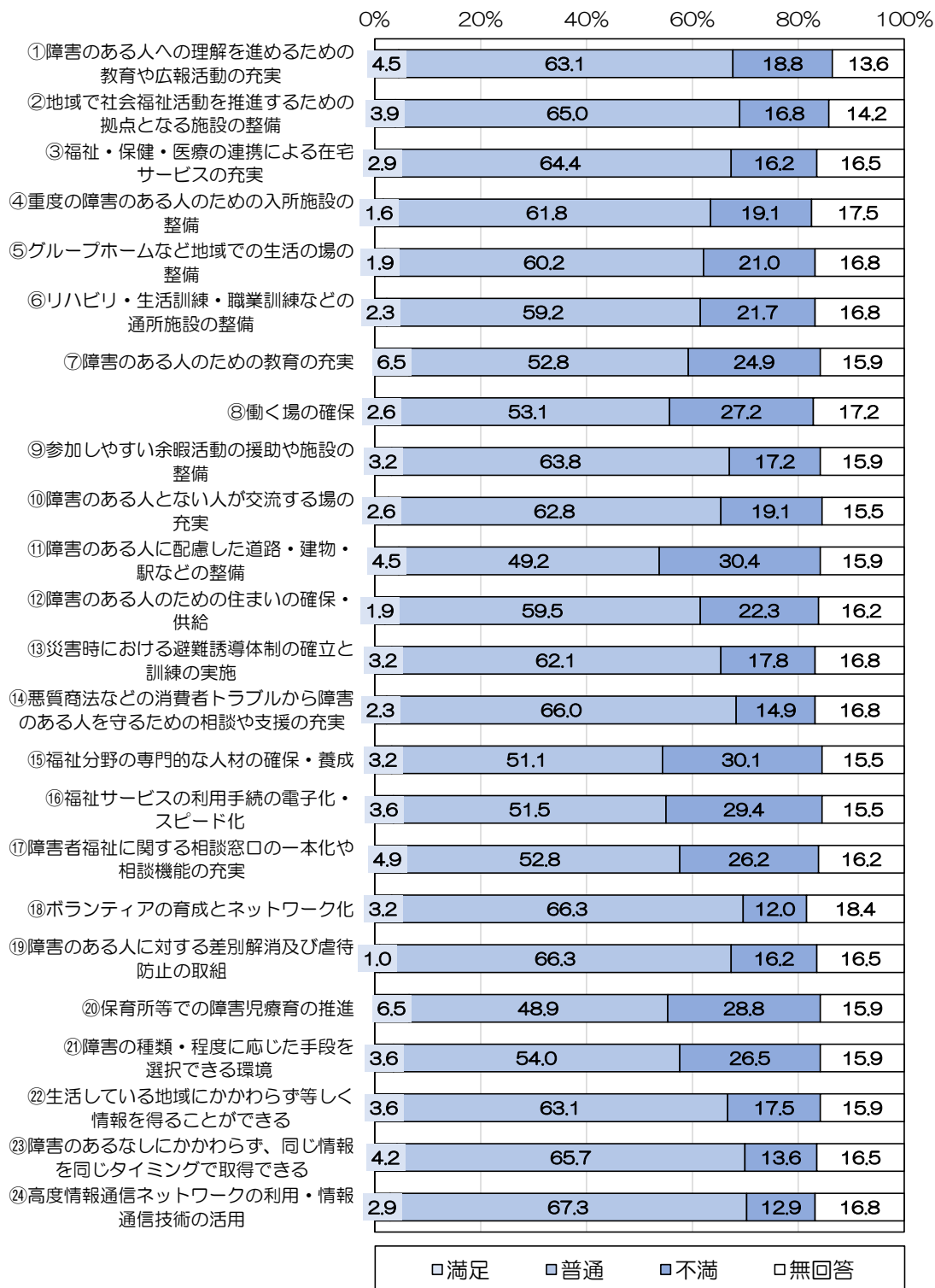
満足度 「不満」

No.	項目	%
1	障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	30.4
2	福祉分野の専門的な人材の確保・養成	30.1
3	福祉サービスの利用手続の電子化・スピード化	29.4
4	保育所等での障害児療育の推進	28.8
5	働く場の確保	27.2

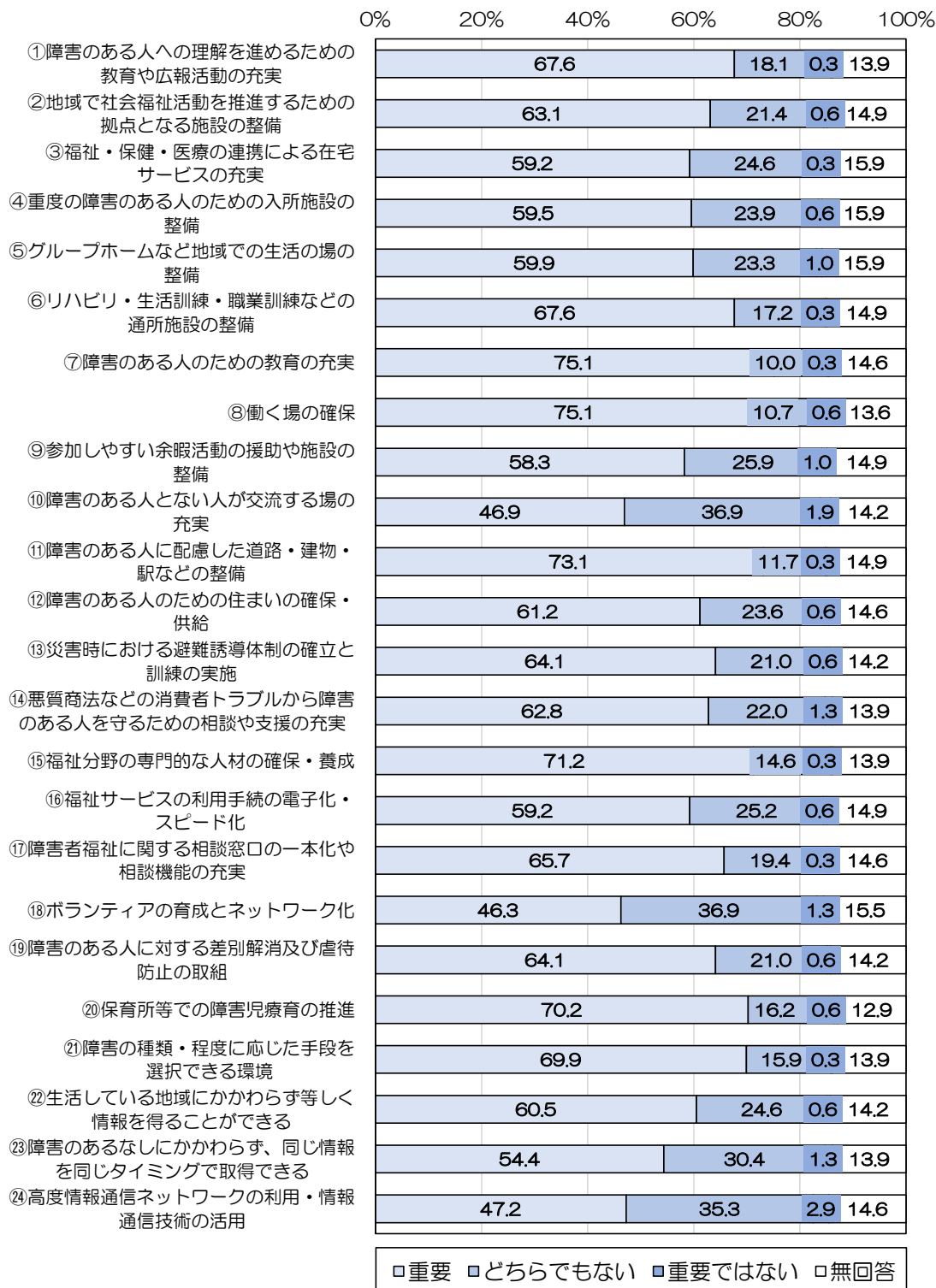
今後の重要性 「重要」

No.	項目	%
1	障害のある人のための教育の充実	75.1
1	働く場の確保	75.1
3	障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備	73.1
4	福祉分野の専門的な人材の確保・養成	71.2
5	保育所等での障害児療育の推進	70.2

◆全体 満足度



◆全体 今後の重要性

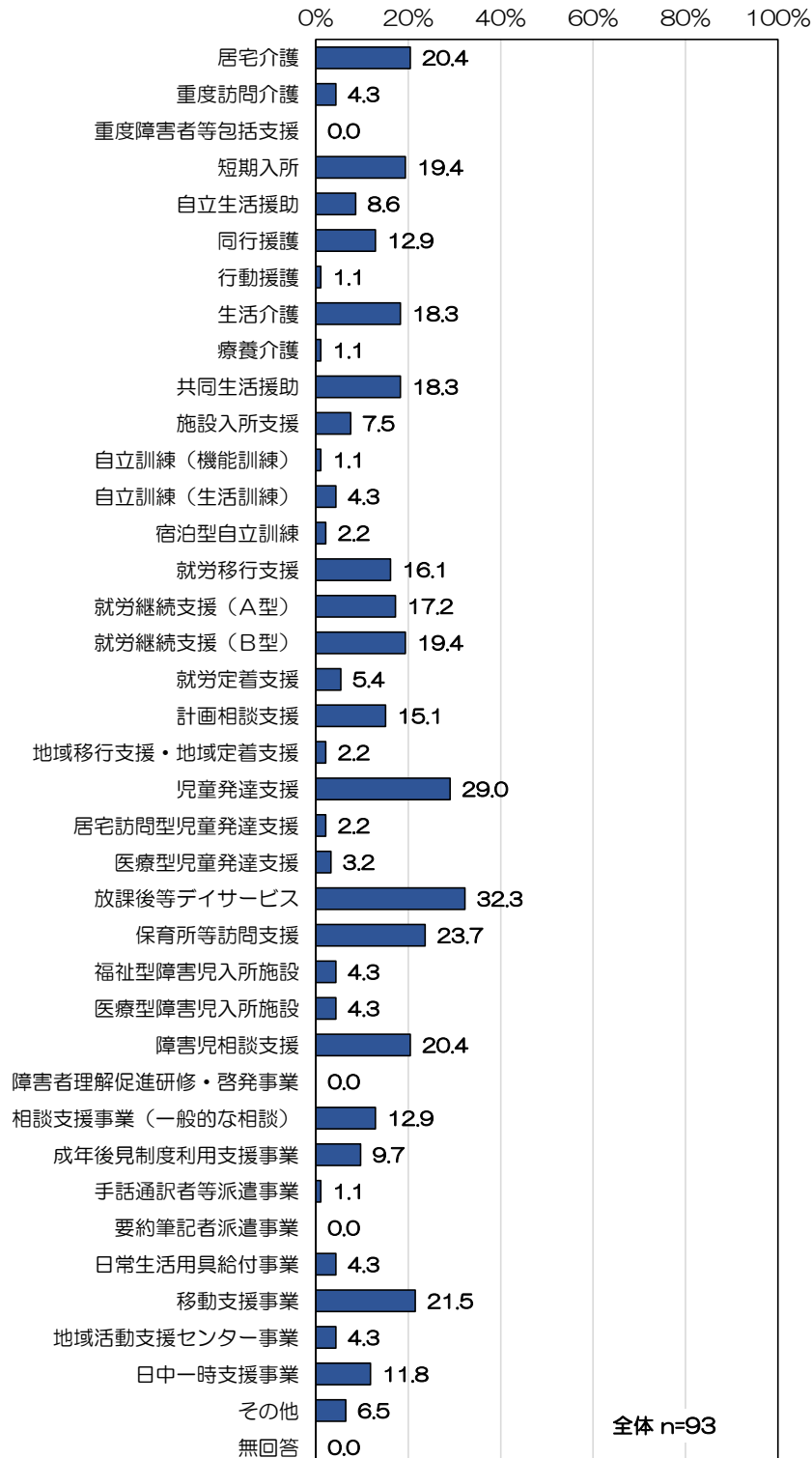


IV アンケート調査結果概要（③障害福祉サービス事業所等）

障害福祉サービス等の提供について

問 利用者からは、どのようなサービスを望む声が多いですか。（〇はいくつでも）

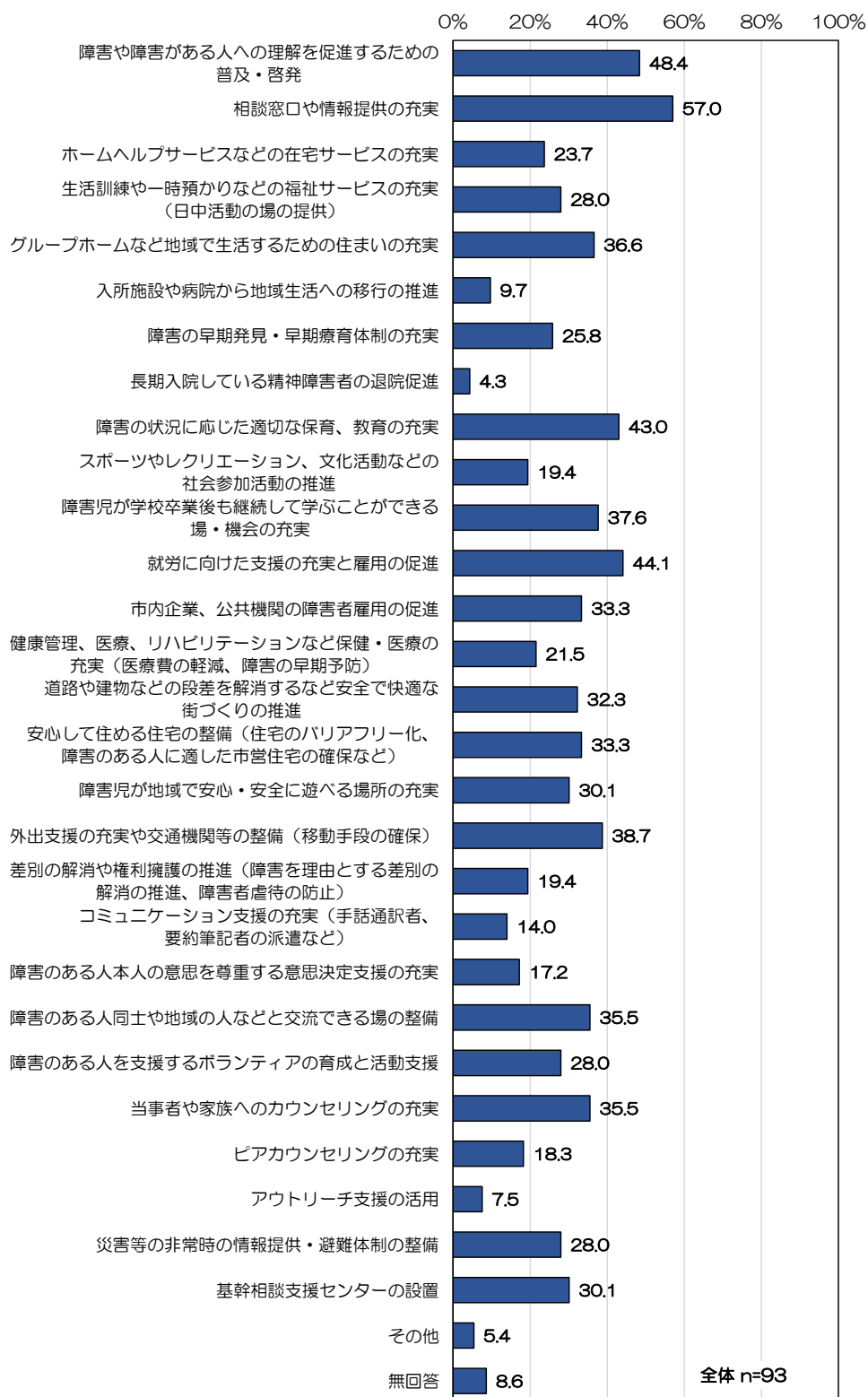
利用者から望む声が多いサービスについては、「放課後等デイサービス」が 32.3%で最も高く、次いで「児童発達支援」が 29.0%、「保育所等訪問支援」が 23.7%、「移動支援事業」が 21.5%、「居宅介護」「障害児相談支援」がともに 20.4%となっています。



障害のある人・障害のある児童への支援について

問 今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があると思われますか。(〇はいくつでも)

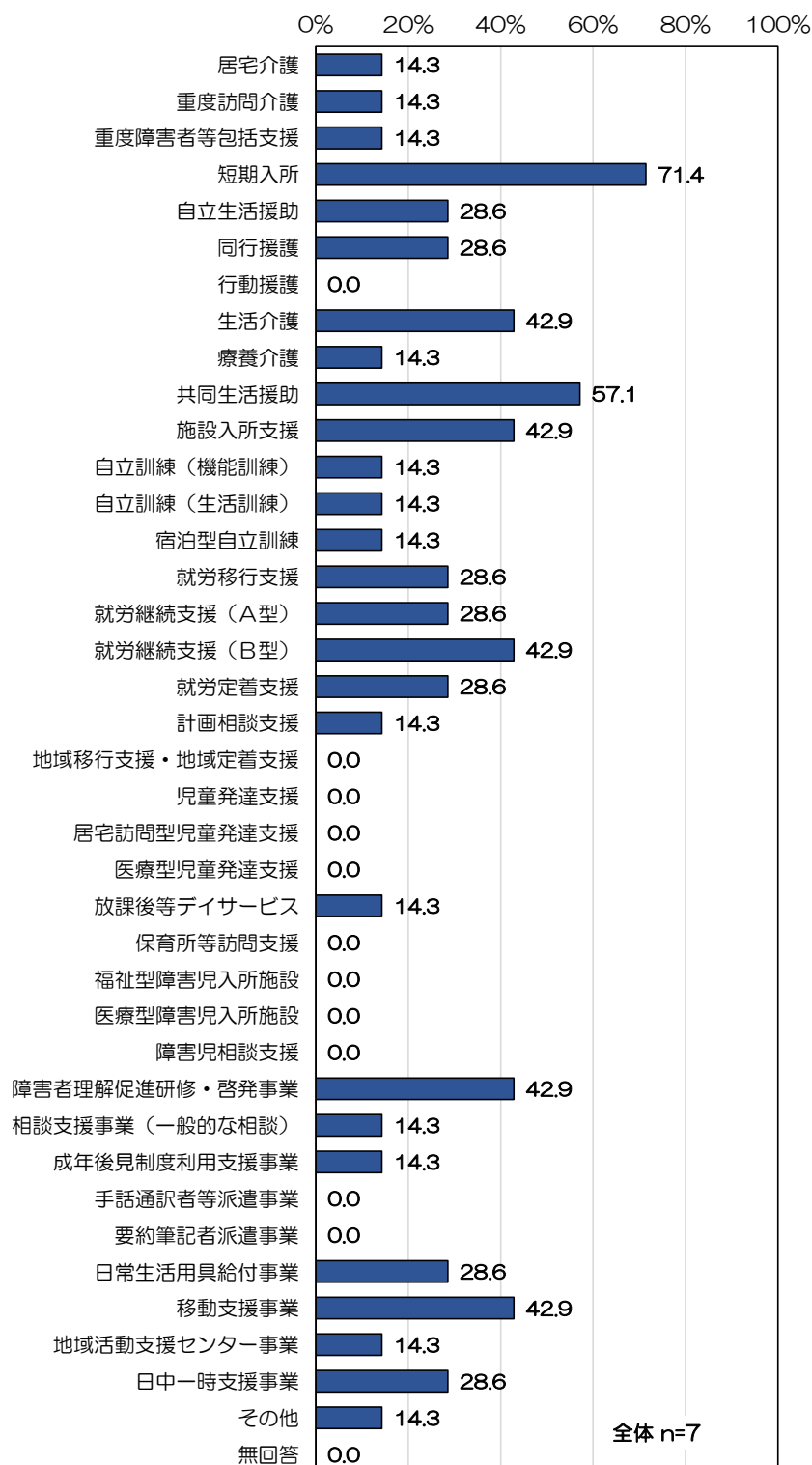
今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市が力を入れていく必要があると思うことについては、「相談窓口や情報提供の充実」が57.0%で最も高く、次いで「障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発」が48.4%、「就労に向けた支援の充実と雇用の促進」が44.1%となっています。



V アンケート調査結果概要（④障害者団体）

問 会員からは、どのようなサービスを望む声が多いですか。（〇はいくつでも）

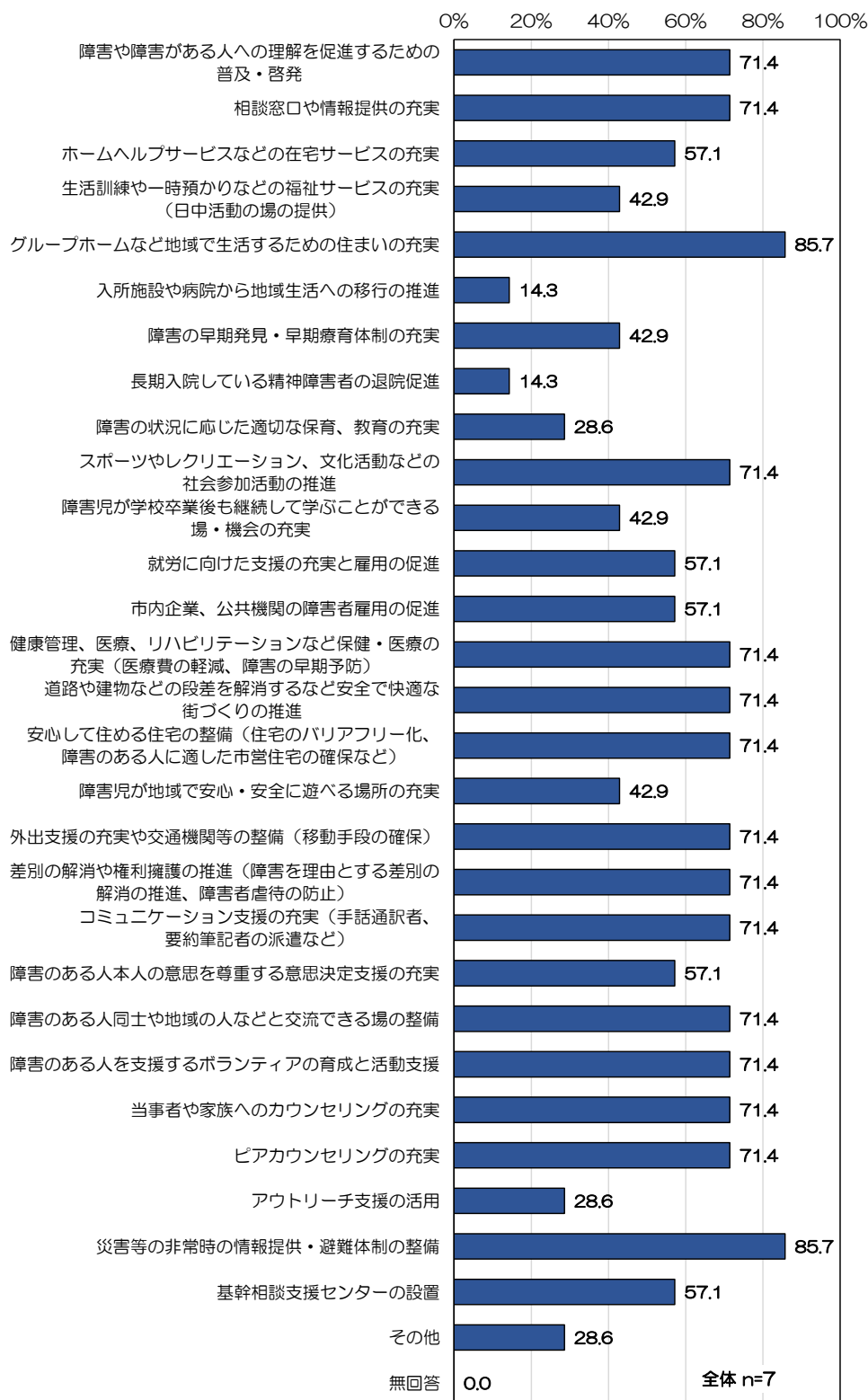
会員から望む声が多いサービスについては、「短期入所」が71.4%で最も高く、次いで「共同生活援助」が57.1%、「生活介護」「施設入所支援」「就労継続支援（B型）」「障害者理解促進研修・啓発事業」「移動支援事業」がそれぞれ42.9%となっています。



障害のある人・障害のある児童への支援について

問 今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があると思われますか。(〇はいくつでも)

今後、障害福祉を充実させるために、朝霞市が力を入れていく必要があると思うことについては、「グループホームなど地域で生活するための住まいの充実」「災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備」がともに85.7%で最も高くなっています。



		計画期間															
計画主体	計画等名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
内閣府	障害者基本計画	第3次			第4次				第5次								
厚生労働省	基本指針(※1)	第4期			第5期			第6期			第7期						
埼玉県	障害者支援計画(※2)	第4期			第5期			第6期			第7期(予定)						
朝霞市	障害者プラン	第4次			第5次				第6次(予定)								
	障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期(予定)						
	障害児福祉計画				第1期			第2期			第3期(予定)						

関係法令施行状況	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者総合支援法(※3)									改正 施行					
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法(※4)							施行							
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する 法律						施行								
バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の 促進に関する法律)			改正 施行		改正 施行									
障害者文化芸術活動推進法(障害者による文化芸術活 動の推進に関する法律)			施行											
読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備 の推進に関する法律)				施行										

(※1)…障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(※2)…埼玉県障害者支援計画は、障害者基本計画及び基本指針を基に、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3計画をまとめ、3カ年計画として策定している。

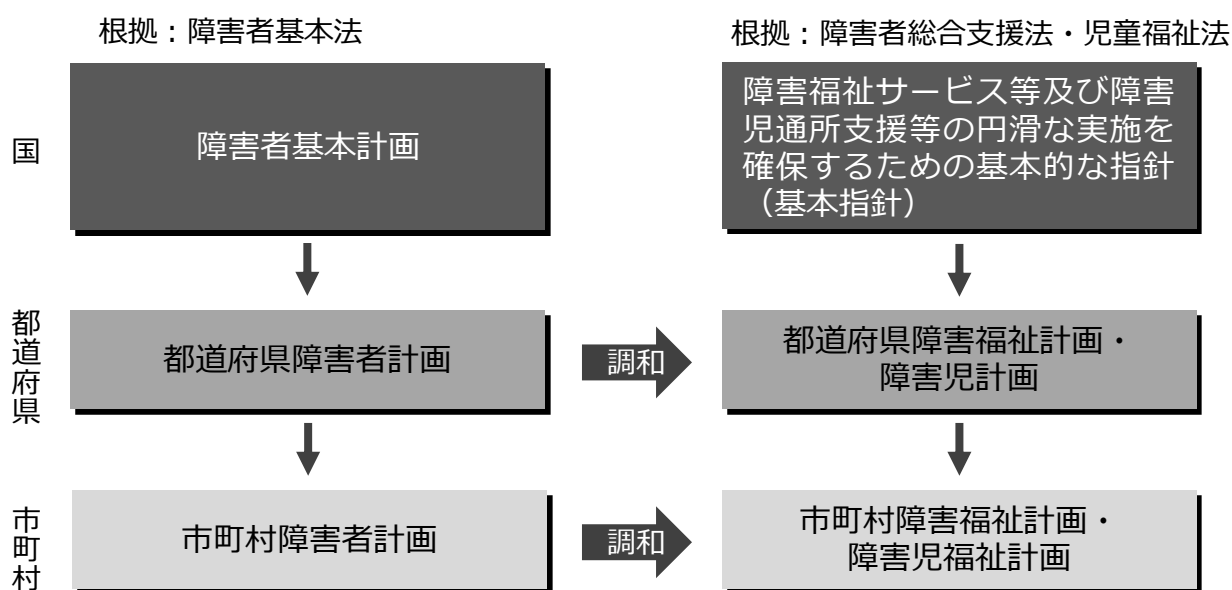
(※3)…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(※4)…障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

国の動向について

資料 3-2

国では、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる障害者基本計画の第5次計画を策定するとともに、都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。また、障害者総合支援法及び児童福祉法等の趣旨を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定める基本指針の改正を行っています。



1 第5次障害者基本計画について

国は、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、令和5年度から令和9年度までの第5次障害者基本計画を策定しました。本計画では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにする事なく、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることが追加されました。本計画の主な内容は以下のとおりです。

(1) 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

(2) 各分野における障害者施策の基本的な方向

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

②安全・安心な生活環境の整備

- ・移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

④防災、防犯等の推進

- ・災害発生時における障害特性に配慮した支援

⑤行政等における配慮の充実

- ・司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

⑥保健・医療の推進

- ・精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

⑧教育の振興

- ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

⑪国際社会での協力・連携の推進

- ・文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

2 障害者総合支援法等の改正について

障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律案が令和4年10月14日に閣議決定されました。令和6年4月1日から施行される本法律の改正の概要は以下のとおりです。

※一部、施行日が異なるものがあります。

(1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実

○グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

→グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する

○地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

→地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする

(2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

○就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

→就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」を創設する

○短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）に対する実雇用率算定等

○障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

(3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

○医療保護入院の見直し

→家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等

○「入院者訪問支援事業」の創設

→都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する

○精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

(4) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- 症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備
→医療費助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする
- 難病患者等の療養生活支援の強化
- 小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

(5) 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

- 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

(6) その他

- 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業所の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設

3 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正（案）について

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たって、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部が改正されます。

(1) 基本指針の主な見直し事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(2) 基本指針（案）で示された基本的理念について

基本指針（案）内で示された基本的理念のうち、記載の充実が図られる主な点は以下のとおりです。

No.	内容	区分
1	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
2	<p>市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉</p> <p>【指針の改正による変更点】 ※下線部分</p> <p><u>並びに、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえること。</u></p>	変更
3	<p>入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>【指針の改正による変更点】 ※下線部分</p> <p>また、<u>市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。</u></p>	変更
4	<p>地域共生社会の実現に向けた取組</p> <p>【指針の改正による変更点】 ※下線部分</p> <p><u>令和三年四月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 ○相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 ○ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援 	変更

No.	内容	区分
5	障害児の健やかな育成のための発達支援	
6	<p>障害福祉人材の確保・定着</p> <p>【指針の改正による変更点】 ※下線部分 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。</p>	変更
7	<p>障害者の社会参加を支える取組</p> <p>【指針の改正による変更点①】 ※下線部分 特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。</p> <p>【指針の改正による変更点②】 ※下線部分 さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る。</p>	変更

(3) 基本指針（案）で示された成果目標（令和8年度末の目標）について

令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、都道府県及び市町村は、以下の成果目標を設定することが適当とされています。

No.	内容	区分
1	<p>福祉施設入所から地域生活への移行</p> <p>地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</p>	
2	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 精神病床における1年以上入院患者数 精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</p>	

No.	内容	区分
3	地域生活支援の充実	
	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	新規
4	福祉施設から一般就労への移行等	
	一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上	
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上	新規
	就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上	
5	障害児支援の提供体制の整備等	
	児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上	
	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上	
6	相談支援体制の充実・強化等	
	各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	新規
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
	各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築	

第6次朝霞市障害者プランの基本理念(案)

子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現	
理由	共生社会の実現を継続して推進していきたいため

【過去の理念】

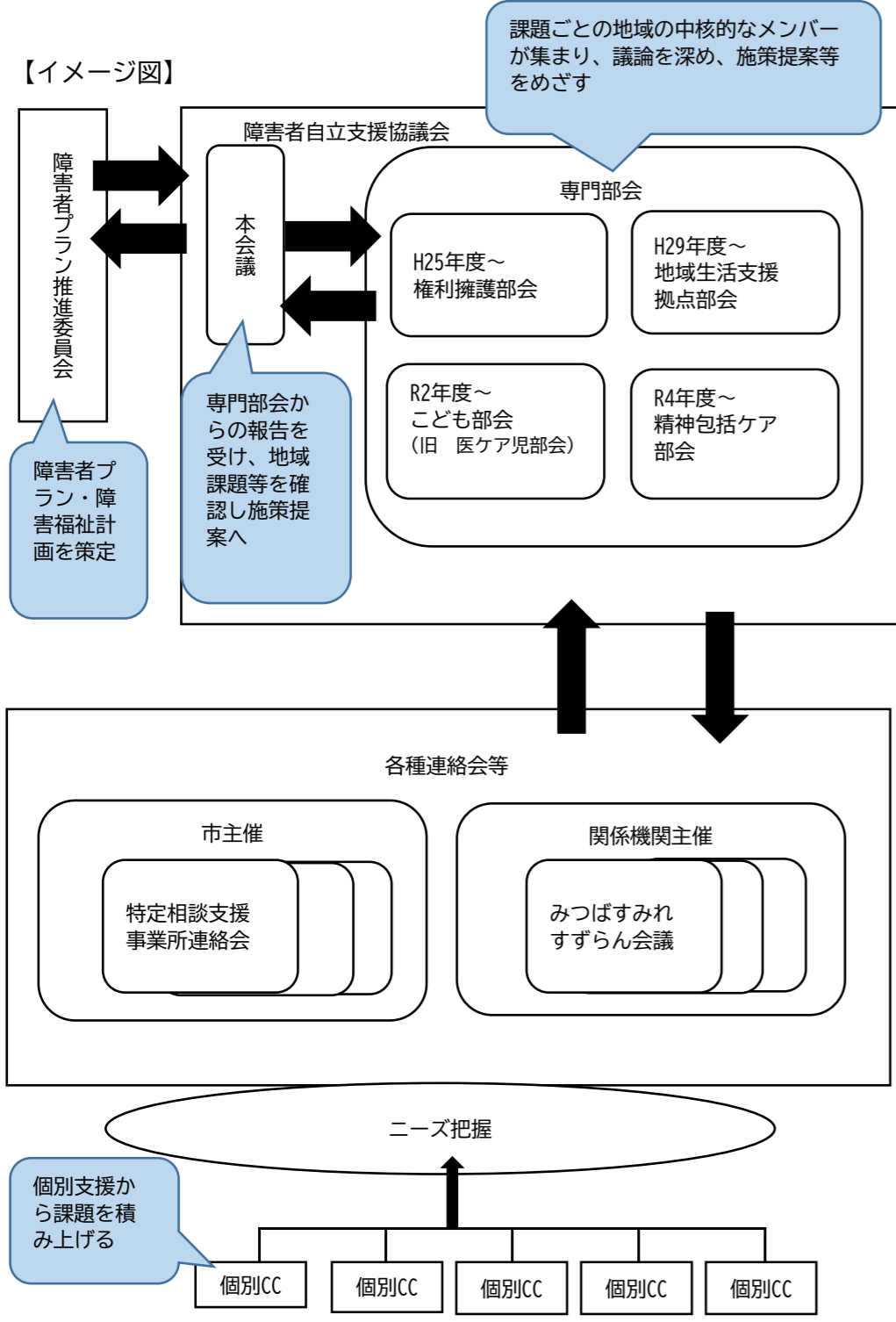
第1次	暮らし優先・人間尊重のまちづくり
第2次	一人ひとりの生き方を最大限尊重できる共生社会をつくる
第3次	一人ひとりを大切にした共に生きる社会を目指して
第4次	誰もが互いを尊重し共に生きる社会を目指して
第5次 (現行)	子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現

【参考】

第5次障害者基本計画(内閣府)令和5年度～令和9年度
「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」
第6期埼玉県障害者支援計画(埼玉県)令和3年度～令和5年度
障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現

R4年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR5年度計画

- <障害者自立支援協議会の所掌事務>
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。



	R4年度	R5年度
権利擁護部会	<p><部会設置の根拠> 障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけ</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.11.17開催、「部会長、副部会長の選出について」「障害者差別解消法に係る報告について」「障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討」「その他」</p>	<p><今後の課題> 会議体として、事例解決のためにどこまでできるのか。会議を公開するべきか。</p> <p><計画等> 引き続き事例の検討は行いつつ、会議体の方向性及び事案の情報共有及び構成機関等への提言、解決を後押しするための協議まで行いたい。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「権利擁護の幅が広い」「個別事例発表のみでなくどのような対応をしていくかを話し合うべきではないか」「会議を公開すべきでないか」</p>	
地域生活支援拠点	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.7.28開催「部会長、副部会長の選出について」「朝霞市地域生活支援拠点等事業の運用と評価について」「相談支援体制の充実について」 ●R5.2.14開催「地域生活支援拠点等の評価について」「特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告」</p>	<p><今後の課題> 地域生活支援拠点の事業所向け説明会をどのように行うか。基幹相談支援センター設立に向けて、相談支援事業所連絡会と連携をとる。</p> <p><計画等> 1回目の拠点部会までに事業所向けの説明会を開催する。(6月ごろが理想) 取り組み内容について拠点部会で報告。地域生活支援拠点に登録している事業所の評価を、毎年2回目の拠点部会で行う。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「基幹相談支援センター設立の際は他市の例を参考にしてみても」「拠点の評価について、事業所間の横のつながりが増えると高い評価になるのでは」「拠点の登録について市から事業所へ説明会を行うべき」</p>	
こども部会	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(5) 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.8.17開催「部会長、副部会長の選出について」「医療的ケア児の支援について」「障害児施策の現状と課題について」 ●R5.1.18開催「障害児施策の現状と課題について」「医療的ケア児の支援について」</p>	<p><今後の課題> 医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターに関しての情報提供を行っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。</p> <p><計画等> 令和5年度前半では、取組内容の協議を行い、後半では実施に向け準備を進めていく。</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 令和4年度に医ケア部会からこども部会になり、対象となる児の幅が増えたため、課題が広がった。医療的ケア児コーディネーターの活用について検討したい。障害児施策を知らない人へ啓発活動をしていくのはどうか。</p>	
精神包括ケア部会	<p><部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p><主な議題・実施内容> ●R4.8.1開催「部会長、副部会長の選出について」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて」「朝霞市の現状及び情報共有」 ●R5.2.1開催「朝霞市の現状について」「地域課題について」</p>	<p><今後の課題> R5年度1回目目標の設定をどのように行うか。他機関との連携・情報交換の機会の確保について。</p> <p><計画等> 1回目：目標の設定 2回目：評価の実施</p>
	<p><委員からの意見・感想等> 「横の繋がりがいい」「困難ケースを共有できる場があるといい」「ゴールがどこなのかイメージ化し、共有したい」「多職種の意見交換会があるといい」</p>	

